

消費税引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 218,154 千円

【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 4,204,867 千円

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(単位:千円)

事業名		決算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	市債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉事業	128,475	7,025	0	231	0	121,219
	障害者福祉事業	638,564	468,999	0	1,800	0	167,765
	高齢者福祉事業	84,099	878	0	21,205	0	62,016
	児童福祉事業	1,607,704	836,854	0	90,809	145,918	534,123
	小計	2,458,842	1,313,756	0	114,045	145,918	885,123
社会保険	国民健康保険事業	240,549	125,525	0	0	32,436	82,588
	介護保険事業	396,408	3,044	0	0	28,275	365,089
	後期高齢者医療事業	382,670	66,466	0	0	11,525	304,679
	小計	1,019,627	195,035	0	0	72,236	752,356
保健衛生	保健衛生事業	620,405	0	0	0	0	620,405
	予防事業	57,499	0	0	0	0	57,499
	母子保健事業	19,888	5,299	0	170	0	14,419
	健康増進事業	28,606	788	0	38	0	27,780
	小計	726,398	6,087	0	208	0	720,103
合計		4,204,867	1,514,878	0	114,253	218,154	2,357,582

○引上げ分の地方消費税収は「消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費)その他社会保障施策に要する経費」にあてられるものです。

○社会保障施策に要する経費とは、制度として確立された年金・医療及び介護の社会保障給付並びに、少子化に対処するための施策に要する経費です。

○充当については、事務職員の人件費(サービス提供に直接従事しない職員分)等は除いています。